

大和市告示第5号

大和市総合健康診断助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年1月6日

大和市長 古谷田 力

大和市総合健康診断助成要綱の一部を改正する要綱

大和市総合健康診断助成要綱（平成21年大和市告示第65号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「要綱は、」の次に「被保険者の疾病予防及び早期発見を推進することを目的として、」を、「関し」の次に「、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、」を加え、「定め、被保険者の疾病予防及び早期発見を推進することを目的」を「定めるもの」に改める。

第4条第1号ア中「まで1年以上継続して」を「に」に改め、「有している」の次に「30歳以上の」を加える。

第6条中「ときは、」を「場合は、その内容を審査し、対象者であると認めたときは」に改め、「」を「」の次に「当該申請者に交付し、対象者でないと認めたときはその旨を当該」を加え、「交付する」を「通知する」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

別表第1基本コースの項中「アセトン体」を「ケトン体」に改め、「血液型（ＡＢＯ・Ｒｈ）・血沈・」を削り、「ＲＡ」を「ＲＦ」に改め、「空腹時血糖」の次に「・Ｎｏｎ－ＨＤＬ－コレステロール」を加える。

別表第3中「第13条」を「第12条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条及び第6条の改正規定は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大和市総合健康診断助成要綱（以下「新要綱」という。）第4条の規定は、施行日以後に受診する新要綱第1条に規定する国保人間ドック（以下単に「国保人間ドック」という。）について適用し、施行日前に受診した国保人間ドックについては、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新要綱を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。